

故小橋氏の行政機構改革意見

S · S 生

故小橋一太氏は多年内務の中樞にゐたことは世間周知のことであるが、氏は現下に於ける行政組織には多少缺陷ありと認め、これが改革の意見を保持してゐた餘暇を以て別項の如き「行政機構改革意見書」を草稿してゐたが世間に發表せずして昨年十月二日遂に逝去した。筆者はこれを遺憾として茲にこれを本誌に發表して江湖の批判と參考に供する次第である。

(一) 緒言

内政行政詰りの聲を聞くや久しく、之が打開の叫ばるるや亦久し。而かも未だ容易に打開を見ず。蓋し其の因て來る所深く且大にして之が打開は非常の難事に屬すればなるべし。然るに方今、人心内に鬱して世相甚だ暗險、又屢々外に發して憂患頻りに發る。彼の所謂〇〇事件、△△事

件なるもの、等しく國家の行詰れる現状を慨し、或は行政組織の改革、或は外交の刷新、或は經濟組織の改革、或は農村の救済を叫び、暴を以て之が打開を企圖せり。之等矯激の輩、もとより嚴に排撃すべしと雖も、其の因て起れる動因に就ては爲政者の大いに深考を要するもの多し。幸に制度を分明にし、舊寶を匡して、以て民心を平明に導くを得ば、國家の慶幸之に過ぎざれども、若し逡巡時を失せんか禍ひ洩り難からんとす、豈に識者の坐視すべき秋ならんや。余は邦家の制度文物、百事行詰りの現下の情態に對し大いに痛憂を禁ずる能はず。就中内政行政の事に關しては特に痛心の大なるものあり、從て平素些か研究を重ねたる結果、自ら以て最も適正と信ずる打開の策を有せり、然る

に頃來兩三回に互りて、同憂の士より卑見の開陳を求められたれば幸にこの機會に於て首尾を整へて一篇に纏め置かんとす。即ちこの意見書ある所以なり。

(二) 行政行詰りの原因

今日、行政極度の行詰りを呈せるに就て、余は其の原因を「行政機構の根本的缺陷と權限分配の根本的缺陷」に發せりと思料し、更らに「其の缺陷が中央集權の積弊を馴致し、黨弊を誘發し」、而して遂に兩々相俟て今日の行詰りを來せるものと思考するものなり。

願ふに明治維新の御大業に於て、三百諸侯各々一國の風をなしたるの後を受け、新たに海外一如の新政を行はせらるゝに方りては、従前の極端なる地方分權に對立して先づ積極的中央集權制を打ち建て、以て速かに之が成效を期するの要ありたり。而してこの積極的中央集權制の確立が徹底したる結果數百年の久しきに互れる地方分權の餘風は漸次其の根柢より一掃せられ、斯くして明治年間に於ける日

本の進歩は正に世界に於ける近代國家發達の一大驚異たるを見たれり。然るに新政徹底の速かなる成效を期したるの急なる餘り、古來の國民性及國民多年の習俗等に慎重なる省察を怠り、唯驀地に一切の地方分權的存在の中央集注を強行したるの結果、今日中央集權制が確立爛熟の榮光に輝く時、其の弊害亦頂點に達して、遂に行政今日の行詰りを見るに至れるは、誠に遺憾の次第なりといふべし。

更らに中央集權制の積弊を助長擴大したるものは政黨の發達也。即ち政黨の根元に潜める害惡の素因は、中央集權制其のものに内在せる弊害と相俟つて、遂に行政今日の行詰りを招來せり。余は明治四十二年内務省に地方行政監察の爲め初めて事務官を置かれたる際、現宮相たる湯淺氏と共に其の最初の事務官に任用せられ、先づ手初めに佐賀、福岡、熊本(余の郷國)三縣を監察せしことありしが、當時余の最も痛感したるものは地方に於ける政黨の弊害にして、余は監察事項の復命に當り、事務的復命書の外に特に「地方行政と政黨」といふ意見書を平田内相に致し、今に

して政黨善導の策を立つるか、然らずんば行政の尊嚴を政黨より防護するの途を講ぜずんば將來必ずや國家の禍害を「見ん」と論じ、大いに政黨改善の意見を進言したところありたり。頃日筐底に當時の草稿を得て當年少壯純眞の官吏の言を追想し、其の後の経過を繰り展げて感慨眞に無量なるものを禁じ得ざりき。元勳伊藤公も、又平田、原の諸先輩も、堅實なる國家公黨の確立と、行政と政黨との關係に就ては大に頭を痛められたる模様にして、其の肝膽苦心の跡は文書にも残り、余の記憶にも深刻なるものあり、而も之等大先輩の力を以てしても、政黨の力は澎湃として行政の領域に迫り、今日の行政紛亂と政黨自身の不評を招來したるを遂に如何とも爲す能はざりき。然し乍ら余を以て言はしむれば、政黨政治を確認したる以上政黨の力が行政組織の内部に侵潤し來るは寧ろ當然の事に屬し、其の爲めに行政の紛亂を招來したればとて必ずしも政黨のみを責むべきにあらざるなり。往年余が時の内相平田伯に開陳したる意見の如く若し政黨を善導することが困難なりとせば、

國政の要樞に當る政治家は、行政の尊嚴を政黨の猛威より防護すべき何等かの方途を考究すべかりしにあらざりしか。余は政黨の積弊の由て來たる所を認め、又其の大いに改むべきものを認むれども、政黨が爾かく自由にて其の猛威を伸長し得たるに就ては、行政制度の根本に缺陷ありて之を助長したる無きやを省るの要あるべしと思考す。即ち政黨が如何に野性を發揮するも、其の手足を伸ばし得ざる限度は自から存せずんばあらざるなり。然るに今日までそれに就て考究せられしことなく、亦その方策の行はれしこと無し。苟にも牆を作らずして履履の犯するを咎むるが如きは、寧ろ犯す者の罪にあらずして却て其の辯護となるに近からんか。余の提唱せんとする道長官設置論は即ちこの牆を築かんとするもの也。

(三) 行政詰りの現状

中央集權制の確立により、一切の文化は中央を中心として再建せられ整調せらるゝことゝなりたるの結果は、舊時

代の地方分權的存在は、人も物も財も文化も、大河を決せるの勢を以て地方より中央への集注を開始し、數十年後の今日に得たるところのものは、世界第二の大東京市たり、宏壯華麗の中央官廳たり、世界に誇る近代の國家發達の偉觀たりしが、一度形式を剝いで内容を窺ふ時、吾人の目に映するものは大小事務の重壓に苦しむ中央集權の實體と、魂と物との枯渴に悩む地方の貧困なり。即ち今や中央官廳は大小事務の蠅集に忙殺せられて、國務大臣は靜に國家の大策を案するの餘暇を奮はれ、吏僚は徒らに奔命に疲憊し、地方は地方行政事務の繁瑣と經濟的苦境に悩み、行政運行の澁滯紛亂は遂に言語に絶せんとす。假に其の一例を地方自治體の起債課税の許可申請に見るも年々數千件の夥しきに及ぶ許可申請は、元來是れ純然たる一片の地方事務、純然たる一個の地方長官の決裁事項に過ぎざるに、從來の慣行法規にては内藏兩大臣が之が決裁に任じ居れるを以て、中央と地方との間に繁雜なる書類の往復を重ね、又關係者は其の説明又は陳情に中央と地方の間を往復して、彼此共

にこれがために無用の時日と費用を徒消し居れり。而も過去の事跡に於て内藏兩大臣の決裁により許可を與へられざりしもの殆んどなしといふも過言にあらざるの狀態なるに至りては、果して何のために貴重なる時間と人力と費用とを徒費したるやを疑はざるを得ざるなり、若しこの根本を革新して、中央事務と地方事務との間に截然たる區分を設けんには、中央官吏の如き著しく其の數を減ずるも庶政の運行一段の利便と迅速とを加ふるや必せり。

余が明治三十七八年の交、文書課長として山縣内務次官を補佐したる當時を回想するに、當時の内務次官の職責たる唯大局に於て大臣を補佐するにとゞまり、省内の事務を見ること極めて閑散、従つて山縣次官は屢々余を官舎若くは茶亭に引き、國事を談じて下僚の意見を徴せられたり。余は當時を顧て余の一生を通して裨益の最も大なるものありしを認め居れり。然かるに端なくも其の後十年を経て、大正七年四月余が内務次官に就任し同十一年六月辭任するまでの自己の經驗を想ふに、大小の事務日に繁劇を加へ眞

に寸暇を得るに苦しみたり。當時余は人に對して十年にして内務省の事務は百倍せりと語り、又戯れに今後十年にして余が大臣たらんか、今日百倍の事務恐らくは更に千倍するも及ばざらんと語りしが、測らずも十年後には文部大臣となり、余の戯れに語りしことの不幸にして過たざりし事實に面接し國家の爲め浩歎之を久しうせざるを得ざりき。

嘗て百倍し今日千倍せるの事務、素よりは是れ國勢の伸長と時勢の進運とに基くもの、敢て之を無用蕪雜の事務とのみ斷せざるも、官廳山積の書類、大臣の躬から手にするを要せざるもの多く、大臣は唯盲判を押すことに忙殺され、内務省の如き地方關係の複雑なる省に於ては特に其感の甚だしきものあり。加ふるに之等大小事務集注の間に介入して、或は代議士或は地方黨員其の他運動員の訪問相隨ぎ、大臣はこれが引見に大部分の時間を奪はれ、苟くも身は國務大臣たり乍ら眞に國策を練るの時間を有せざるの有様なり。斯くの如き結果は、國務大臣は唯一省の事務長官に墮し、優秀なる大人物も蕪雜なる事務に忙殺せられて光芒を

失ふに至り、國家の中樞機關が今や漸く其の權威を失墜せんとしつゝあることは識者の大に考慮を要する大問題にあらずや。

(四) 行政行詰りの對策

(道長官設置論)

行政今日の行詰りが、其の根本原因を中央集權制の爛熟に發し、これを助長したる原因が政黨の行政に對する介入にあること分明なる以上、これが匡救の對策は極めて容易に發見さるべき也。即ち局面打開の途は一に中央集權の地方的還元、二に地方的利害を惡用せんとする政黨の中央政府に對する行動を阻止する中間的機關の設置是れ也。而してこの中間機關に對し中央官廳に屬する事務を出来るだけ其の權限を移譲したらんには問題は容易に解決し、且充分の效果を見ることを得べし。茲に於てか余は今日の場合最も適正なる行政機構改革意見として、全國を九州、四國、中國、近畿、東海、關東、北陸等十區内外の行政區劃に分

ち、現在の各府縣は其のまゝ之を新區劃に包括し、卓越有能の親任官道長官を任命して各府縣知事を監督せしめ、有らゆる地方的問題は單に内務省關係のみならず、農林、商工、鐵道、遞信、文部、大藏等各省の内政に關する事務の大部分を擧げて道長官の決裁に任するの案を以て最良最適の方策と確信し、茲に道長官設置を提唱せんとす。道長官設置の具體的細目に就ては大いに各方面の攻究に俟つべきものあるべしと雖も、本案の精神は天下具眼の士の齊しく賛同するところなるべきを信じて疑はず、嘗て地方行政の事務に老熟せるの知事にして親任待遇を受けたる先輩等の中にも、稅務、林務の如きは府縣廳設置當時の如く之を府縣廳に統一する方行政の運用宜しきを得んとの意見を有する者多かりしが、余の所説は之等尊敬すべき諸先輩と其の精神を同じくし、更らにそれを擴大したるものなり。

史を按するに崇神天皇の朝、僻地未だ王化に浴せざるもの多く、爲めに北陸に大彥命、東海に武渟河別命、西海に吉備津彥命、丹波に道主命を差し遣され、庶民巡撫の治績

を擧げさせ給へり。歴代の聖天子が皇祖神武天皇の大業を繼承せられて、四海平定に心血を濺ぎ給ひし跡、寔に畏れ多き次第なれども、二千年後の今日、四海全く一家を成し、版圖また大に擴大して國運世界に伸び、皇祖の御偉業繼亂華の如き現代を具現せるに拘はらず中央と地方との間に端なくも重大なる杆格を生じ、中央は冗務の繁忙に惱み地方は疲弊に苦しむの情態を呈し、茲に何等かの根本的對策を必要とするに至れる時、往昔四道將軍の故事を想起して、道長官設置の義を起すといふも誠に意義深きものあるを覺ゆ。

凡そ今日内政に關する事務の多くは府縣を單位として行政を行ひ居れども、大藏、農林、鐵道、遞信等に於ては、府縣を被覆する一定地域を劃し、其の上に夫々長官を配して行政を行ひ居れり。即ち大藏省所管にては東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本の七稅務監督局に分ち、農林省所管にては全國を青森、秋田、東京、大阪、高知、熊本、六營林局に分ち、鐵道省所管にては東京、名古屋、

大阪、門司、仙臺、札幌の六鐵道局に分ち、遞信省所管にては東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺、札幌の七遞信局に分ち、局の下に署を置き、以て所管行政の圓滿なる運行を計りつゝあり。又政黨に於ても政友會、民政黨とも、全國を東海、九州、北信、關東、中國、四國等の地方團體に分ち、各地方團體毎に長老なるものありて特殊の風をなし、黨の組織又は政策問題等に就ても夫々地方別に態度を決定して、然る後黨議を纏むるの習慣を保ち居れり。之等を以て按するに、三府四十三縣を適當の地域に分割し、其の上に行政を行ふことは最も便益且つ合理的なるを證するものに非ずや。

道廳の組織並に道長官の身分權限等に就ては細心の注意と慎重の研究を以て之を決定すべきも、道廳並に道長官設置の根本目的が中央集權の匡正と政黨介入の阻止にある以上は、道廳の組織並に道長官の身分權限は相當大なるものを要すべし。即ち道長官は親任官となし、内閣の更迭等に因り何等影響を蒙るところなく、且つ政黨又は地方有志等

の運動によりて身邊の不安を感じることをなき様嚴重に其の身分を確保すると共に、今日まで中央政府にて決裁し來れる地方事務の大部分は之を道長官の權限に移し、其の決裁には必要以上に中央政府の干渉を許さざることとし、更らに現在の府縣警察權は道長官の手に掌握して警察權行使の公正を期する等大いに考究するところあれば、行政の行詰りの打開と刷新期して待つべきものあらんか。尙ほ道廳の組織は親任官の道長官の下に數名の勅任官を配し、部門の分割は例へば警察部、産業部、學務部、交通部、遞信部、財務部、監察部等に分ち、各部に勅任部長を置きて、産業に、教育に、大いに地方的特色を帯びたる行政を行はしむべし。

然るに本案の實行に際し、些か懸念せらるゝは大藏、農林、鐵道、遞信各省等の地方事務を新設の道長官に移讓するに就て關係各省の間に或は相當の議論あるべしと思はるゝことなり。然し乍ら假りに多少の議論ありても國家の大局に於て合理的且便益なる行政機構の改革なりといふに於

ては朝野を擧げて大革新を要望せるの時、國務大臣の丹心
 虚量に訴へ必らずや圓滿なる解決の途を發見し得られざる
 筈無けん。嘗に道長官問題のみならず、關係各省大臣に於
 て自省本位に執着することなく、大々の覺悟を以て國家的
 改革に當りたらんには行政整理、庶政刷新の方途多々ある
 べきを信じて疑はざる也。之に就て想ひ起すは、余が往年
 九州六連島に衛生行政視察に赴きし時の事なり。六連島は
 關門海峡港外の要衝に位し、船舶通航の監視には最適の位
 置を占め居れるを以て、當時内務省は此地に旅客檢疫の必
 要上外國船入港の見張所を置き、遞信省亦入港船舶の見張
 所を設け、大藏省は密輸入監視の爲外國船の見張所を置き
 たるが、此の三者施設の目標は何れも入港船舶に存し、朝
 夜唯海面を監視するの役目に至りては三省の官吏毫も異な
 る無きを以て、若し三省協定して善處の途を講じたらんに
 は經費の節約入物の經濟、行政の簡易、一舉手一投足にし
 て甚大の効果を收め得るや必せり。因て余は六連島三省の
 役人に向ひて三省協定の道無きやを尋ねたるに、三省の役

人は交々笑つて、中央は知らず、六連島は三省既に協定せ
 り、即ち一省一日役に着き二日休暇すと答へたり。六連島
 の行政施設が今日も尙ほ昔日の如くなりや否やは知らざる
 も、現行行政機構の過誤に發因したる制度施設の紛亂は概
 ね斯くの如きものを渺しとせざるなり。幸に六連島上小吏
 の協定が延いて三省首腦の協定たり難きこと無しとせば、
 道長官設置に伴ふ權限移讓の解決の如き蓋し至難の業に非
 ざるべし。

尙ほ道長官設置の結果は、中央の事務は大部分をこの中
 間機關に移讓さるゝを以て、中央の官吏も大部分をこの中
 間機關に轉屬せしめ、本省の仕事は單に行政の國家的大方
 針の授與と監督に止め、本省の組織も大方針を定めて地方
 を指導するための調査部、並に中央の大方針に對して地方
 の施設が背反せる無きや否を監督するための監察部の二部
 に縮少し各省並に各省大臣は専ら國家的經綸に衝ることゝ
 なれば、國家行政の功績は大いに擧るべきを信じて疑はず。
 中間機關の設置に對し、直ちに起るべき一、二の反對論に

つき、豫め余の所見を明らかにし置かんに、

一、先づ行政費を増加すべしとの論について余は其の方法にして宜しきを得るに於ては却て行政費を節約し得べしと思量し、又本省と府縣廳並に各省所屬地方官廳を整理したる經費を以て新設中間機關の事務費に充當せば行政費を増加せずして可なるべしと思量し居れり。

一、次に屋上屋を築き行政を複雑多端ならしむるに至るべしとの意見あらんも、現在の如く一から十迄中央政府の問題として大臣關係を煩し運動に次々に運動を以てしては其の間百弊を助長すると共に行政の複雑は日を逐ふて甚しきを加へんも、各省の事務を及ぶ限り中間機關の權限に移すに於ては却て事務を簡捷ならしめ、地方人士は今日の如く専ら黨人に依倚して中央に運動する必要もなく、萬事事務的に簡單に片付くこととなるべければ、國民は大いに之を歡迎すべしと信ぜらる。

一、又道長官たるべき人物の寂寥を憂ふるの説あらんも、余は人物は制度によつて生れ、制度は人物によつて生きることの千古の哲理を信じ、新制度生るれば必ず其の人あるを確信するものなり。漫りに人物無きを憂ふるは舊制度の禍害が人物の存在を隱蔽せることに氣付かざるものにして、人物の寂寥を憂ふるが如きは吾人の與せざるところ也。往年中央集權の未だ今日の如くならざりし頃は、滋賀縣に中井櫻州ありて近畿長官の勢威を示し、福岡に安場保和ありて九州探題の名を謳はれたりしが、余は今日の地方官中第二の中井、第二の安場の存するを疑はず。たゞ良器あれども制度のこれを用ふる無きを遺憾となすものにして、幸にして道長官の設置が實現し、毎年一回若くは二回道長官會議を中央に開き、畏くも 陛下御臨幸の下に各道の事情を報告し奉ると共に將來の事務の打合せを行ふが如き組織を以てすれば、官場の氣風大いに昂り、吏僚相競て切磋し内政の刷新、人心の緊張大に期待し得る

ものあるべきを信ず。

一、尙ほ道長官を設置すればとて政黨は改めて道長官に迫るべければ五十歩百歩なりとの意見あらんも、道長官が政黨より行政の尊嚴を擁護せんがために設けられたる所以を明確にし、嚴に道長官の身分を保障すれば、假りに五十歩百歩の傾向が現はるゝとも、今日の如きを見ることは斷じてあらざるべしと信じて疑はざる也。

以上余は道長官設置論が國家的に極めて重大なる政治的意義から發足したる所以を明らかにし、續いて組織權限の大綱を論じ、更らに當然起り得べき一、三の反對論乃至危懼に對して説明を試むるところありしが、以下道長官設置と極めて直接緊要の關係にある現行府縣制市町村制及び地方自治權との關係に考察を加へ、更らに道長官設置の第二義的效果について詳説するところあるべし、抑も現行地方行政は明治十一年發布の府縣會規則、同二十一年發布の市制町村制に基き、府縣知事は一方國家の官吏なると共に一方

府縣を代表し、又市長、町村長は全然自治の機關として自治體を代表して自治行政の運行に任じ居れり、明治政府の中央集權制確立と共に、反面地方自治の精神涵養に努めたるの跡は府縣制、市町村制を初め各種の地方制度の發布により表面極めて顯著なるものあり、或は是を以て明治政府によりて一切の地方分權的存在が中央に集注され以て今日の行政行詰りの結果を致せりとなす余の根本的主張に對し反證を試みる者あるべしと雖も、一切の自治的事務に對して甚だしく中央の權力が加へらるゝ所に何の自治ありや。例へば前掲地方自治體の増稅又は起債の如き、中央政府が一々之に干渉をなすが如きは、自治の精神を蹂躪すること甚大にして、假りに國家的見地より細末の地方事務と雖も、中央權力が之に監督權を以て臨むを要すとせば、中央權力を代表する府縣知事が其の責に當れば即ち足れり。何すれぞ中央權力の代表たる府縣知事を空名に葬り、國家的大局に關係なき地方的事務を今日の如く中央に集むるの要あらんや。空名の自治を抱いて空名の自治體あり、空名の權力

に坐して空名の府縣知事あり、而して中央政府は中央集權の重壓下に苦悶せること前述の如くなれば、由來名の空しきところ責任自ら薄く、冗務繁劇によつて百事自ら粗略に流るゝの道理、制度の過誤に胚胎せる地方行政の紛亂遂に今日の如きを見るは蓋し當然の歸結と謂ふの他無けん、豈速かに過誤の根本を匡すところ無からざるべけんや。而かも道は極めて明らかなり、嘗て地方自治體の自治權を確認すること眞に一舉手一投足の勞なるのみ。若し中央集權制の尊嚴を失ふの故を以て之を難んずとせば余亦何をかを言はんや。中央集權制の缺陷を是正して行政紛亂の現狀を匡救せんとする余の信念と無縁なるのみ。

地方自治體の自治權確立と共に考究すべきものは府縣知事の權限並に現行府縣制の再吟味也。府縣知事は一面に於て國家權力の代表として府縣行政の責任に任ぜしめ、一面に府縣自治體の代表機關として地方自治の責任に當らしむる現行制度に於て、府縣知事の地位が其の兩面の責任に於て何れも積極的實權を有せざるの結果は、實において往年

中井、安場に劣らざるに至るべき逸材の存するありても、制度の不備のために地方長官の權威は日を逐ふて下落し、地方政黨は府縣知事を差し置いて中央政府に運動し、遂に今日の政黨の介入による行政の紛亂を招來せる大なる原因を成したり。即ち全國を數道に劃して道長官を設置し、地方行政事務の決裁は一切之を道長官の權限責任に屬せしむれば、地方政黨の中央政府に對する政黨的運動を中途に杜絶し、且つ府縣知事を公選として大に自治的色彩を擴大するか、又は任期を附して身分を保障するか、二者の中何れかの一途を以て府縣知事の地位を鞏固にし道長官は毅然として政黨の介入を拒絶し府縣に對する監督其の宜しきを得れば地方自治の確立期して待つべきなり。

世に府縣廢合論なるものあり、現行三府四十三縣制を以て、交通便利の今日細分に過ぎたれば之が適當なる廢合を行ひ、以て行政の簡易化を計らんとするの論也。然し乍ら此の論は、内務行政家の間に於ては既に實行不可能と結論され居れり。抑も府縣廢合の困難なるは、各府縣夫々異り

たる歴史、風習、氣風を有し、又各府縣は財政經濟等夫々の異りたる事情を有するを以て、敢て之が廢合を行はんか、直ちに廢合府縣の擔稅力不一致の難關あり、惹いては個人經濟にも大影響を及ぼし、利害の衝突、習俗の相異は事毎に縣民感情の確執を見る虞ありて、統治上却て不測の禍害を見るべきこと明らか也。而して其の禍害あるべきを無視してまで尙且つ府縣の廢合を斷行するに値すべき些かの意義をも府縣廢合論に發見するを得ざるなり。官廳の所謂行政整理なるもの従前幾度か反覆せられたる跡を見るに、其の效績の擧ぐべきもの少なからずと雖も、徒らに枝葉末節に囚はれ却て事を滋くしたるの事例は枚擧に遑あらず。凡そ眞の爲政家は自然の理法の裡に制度の適合性を考量し、政務の疏通を發見するを要す。事の因て生し物の依て起れる所を檢し、民心の適從する所を察して自然に文物を開化に導くことを政治の要諦也。府縣の廢合の如き、現行府縣制に大なる禍害のあらざる限り僅かに交通便利等の理由を以て輕々に之を行ふべきものに非ざるべし。抑々交通便利

便の結果往時の行政區分を以て細分に過ぐるに至れりとせば、宜しく余の提唱する道長官設置を斷行し、府縣は其の儘に存置して府縣知事に屬したる警察を始め國政事務の多くは道長官の權限に統一し、府縣知事は専ら自治體の代表機關たらしめ以て府縣自治の發達と確立とを企圖するの方策に出づべし、乃ち道長官設置論は府縣制市制町村制の點より見るも亦最も時勢に適合したる最良の案なり。

尙ほ道長官設置の效果は、一に中央集權の積弊を匡正し、二に政黨を本來の使命に立ち還らしむるの眼目的效果にとゞまらず、前述中に偶々觸れたる所もあれど左の如き重要な第二義的效果を齎らすものなり。

一、従前國務大臣を煩はしたる地方的冗務が地方的に數名の道長官に移讓さるゝを以て、國務大臣は専ら國家の大計を考量し、眞に國務大臣としての名實に於て天皇輔弼の重責を全うし得ること

一、道長官設置の結果は、一切の地方的問題は道長官に於て決裁せらるるの結果、代議士が中央に於て地方問

題に策動することを根絶し、國家の選良として大に代議士の品位を向上し其の間に於ける從來の弊害を除去し得べきこと

一、前同様の理由により、議會の品位を向上せしむること、又、從來の如く議會が請願、質問、建議等の形式に依る地方問題の上程に煩はさるゝこと無きに至る結果は、充分の餘裕と慎重を以て議會の國策審議が行はるゝに至るべきこと

一、従前地方と中央との書類往復に長時間を要し、其の間種々繁雜の手續を経たるものが、道長官の設置によつて簡捷となり、爲めに政務運行に敏活を呈すべきこと

一、從來の如く府縣知事を差し置いて地方代表者が遠く中央に出で請願運動等に費用を費す必要無きに至るの結果、地方自治團體或は各種地方團體の經費を節減し、又個人經濟も大に便益を見るべきこと

一、道長官には夫々最大の權限を賦與して地方の習俗に

適する政治を行はしむる結果各地方は夫々の特色に於て發展し、現下の劃一的行政の弊を匡救すること、即ち農村問題の如きも九州は九州色を保ち、東北は東北個有の特色を保有して進歩すべきこと

一、道長官設置の結果は、中央集權制確立と共に中央に集中したる國家重要な人的要素、財的要素が地方に還元することとなり國家の健全なる發展、並に完全なる防護に有效なるべきこと

但し是等の效果は形の上に期待し得らるゝものに過ぎざれども、前述の如く道長官設置の大眼目たる中央集權制の是正によつて行政の紛亂を匡救し、之を以て政黨の墮落を救ふの國家的重大時務の解決に至つては百千の第二義的効果を擧げて、正に史上に残るべき昭和革新の一大光明たるを疑はず。

(五) 結 論

齋藤内閣は政黨内閣の後を受け、非常時局の匡救、民心

の鎮靜、政務の刷新、政黨の改善を使命として誕生せり。而して過去一ケ年半の治績により非常時局の匡救、民心鎮靜の使命は半ば之を達成せるに似たり。これより大に實際的政策の實行に入らんとするに當り、政黨政治を以てしては到底實行不可能の事案を斷行してこそ、現内閣は其の全使命を完ふするものといふべし。選舉法の改正、政黨法の制定等政黨の根本に一大斧鉞を加ふるもの、又は三權紛淆の根本を廟正して政争の弊害を防止するもの、凡そ是等の事案は政黨自身を以てしては到底完全なる解決を期し得べきにあらず、現内閣の如き中間内閣に其の斷行を期待するの聲は今や政黨内部に於てすら漸く盛なるものあり。殊に余の道長官設置論の如きは政黨政治の實行し能はざる事案なるを以て、大に現内閣の考量決斷を促す所以也。

x x x x x x x x

秋季雜吟

田中野狐禪

月の下に森黯みけり小夜砧
木槿咲くや線香くすべる辻地蔵
娘の髪を結ふ庭裏蘆や木槿咲く
葦の根の土食み行くや落し水
月の棚田猿の來て居て落し水
富士の影一ばいに揺れ落し水
通夜の窓鎖して寂けし蟲の聲
草山のなだらに展け蟲月夜
糸瓜忌や我に乞はるゝ句なけむ
我句尙昔忘れぬ子規忌哉
蛇の子の睨りし草の殘暑かな
疫ある家ものくし殘暑晴れ
婢や踏み抜きし線その儘に
うらぶれの身に迫りけり蟲の聲
蟲鳴くや月を仰いで長後架